

公益財団法人 福岡市学校給食公社

第1 公 社 の 概 要

- | | | | |
|---|------------------|-------|----|
| 1 | 公社の沿革 | | P1 |
| 2 | 公社の目的及び事業 | | P2 |
| 3 | 公社の組織図 | | P2 |
| 4 | 福岡市における学校給食の運営形態 | | P3 |
| 5 | 調理職員の転進支援 | | P4 |

第2 令和元年度事業計画に関する書類

別冊資料 P1～P5

- 1 事業計画
- 2 収支予算書

第3 平成30年度決算に関する書類

別冊資料 P6～P20

- 1 事業報告
- 2 貸借対照表
- 3 正味財産増減計算書
- 4 財務諸表に対する注記
- 5 附属明細書
- 6 財産目録
- 7 収支計算書
- 8 収支計算書に対する注記
- 9 契約金額が3億円以上の工事又は製造の請負の契約
- 10 契約金額が4,000万円以上の不動産等の買入れ等の契約

第4 監事の意見

別冊資料 P21

第5 役員及び評議員名簿

別冊資料 P21

第1 会社の概要

1 会社の沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和48年2月28日 | 福岡市が全額出資して財団法人福岡市学校給食公社を設立 (基本財産 5,000千円) |
| 昭和48年7月5日 | 福岡市立学校給食センター(那の津)が開設, 共同調理場方式(センター方式)により中学校給食を開始 |
| 昭和49年2月4日 | 同センター有田支所が開設 |
| 昭和50年4月21日 | 同センター柳瀬支所が開設 |
| 昭和50年9月16日 | 共同調理場方式(センター方式)により養護学校(現特別支援学校)給食を開始 |
| 昭和58年4月11日 | 同センター箱崎支所が開設 |
| 平成7年4月1日 | 学校給食物資の調達業務の効率化を図るため, 市立小学校・離島中学校の物資調達業務を行っていた財団法人福岡市学校給食会と統合 (基本財産10,000千円) |
| 平成8年4月15日 | 南福岡養護学校(現南福岡特別支援学校)を, 共同調理場方式(センター方式)から単独校方式(公社調理業務受託)に変更 |
| 平成11年4月9日 | 今津養護学校(現今津特別支援学校)を, 共同調理場方式(センター方式)から単独校方式(公社調理業務受託)に変更 |
| 平成20年4月9日 | 共同調理場方式(センター方式)により屋形原特別支援学校の給食を開始 |
| 平成25年4月1日 | 財団法人福岡市学校給食公社から公益財団法人福岡市学校給食公社に移行 |
| 平成26年7月31日 | 同センター柳瀬支所が廃止 共同調理場方式(センター方式)による特別支援学校給食業務を終了 |
| 平成28年7月31日 | 同センター(那の津)が廃止 |
| 平成28年12月28日 | 主たる事務所を南区清水一丁目8番4号(旧福岡市立住吉中学校)へ移転 |
| 令和2年7月31日 | 同センター有田支所, 箱崎支所が廃止【予定】 |

2 会社の目的及び事業（公益財団法人福岡市学校給食公社定款による）

(1) 目的（定款第3条）

この法人は、学校給食の円滑な実施と運営を図り、もって児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに地域社会の食生活改善に寄与することを目的とする。

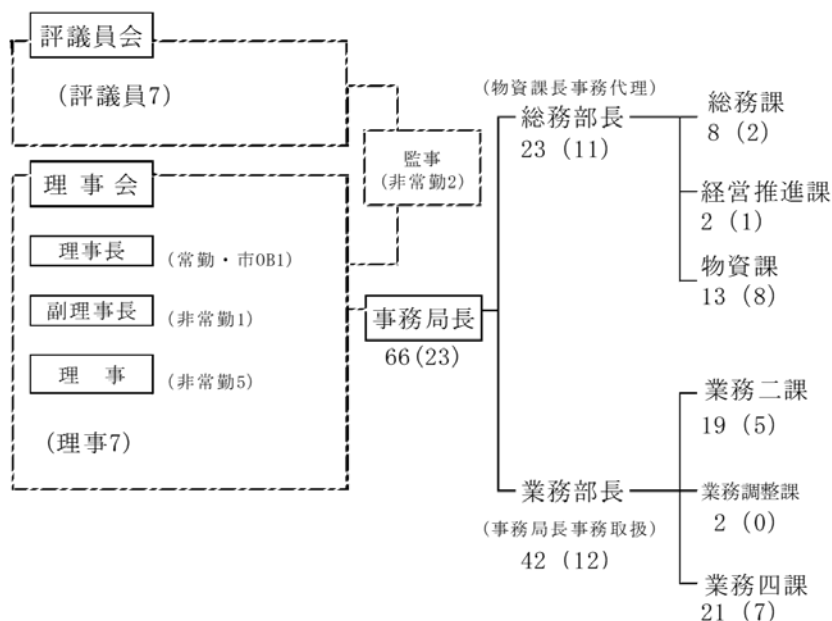
(2) 事業（定款第4条）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学校給食用物資の調達及び配給に関する事業
- ② 学校給食の調理及び配送に関する事業
- ③ 学校給食用物資の安全性の確保に関する事業
- ④ 学校給食の実施上必要な講習会，研究会等の開催に関する事業
- ⑤ 学校給食を通じた食育の支援に関する事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 会社の組織図（令和元年6月11日現在）

（単位：人）



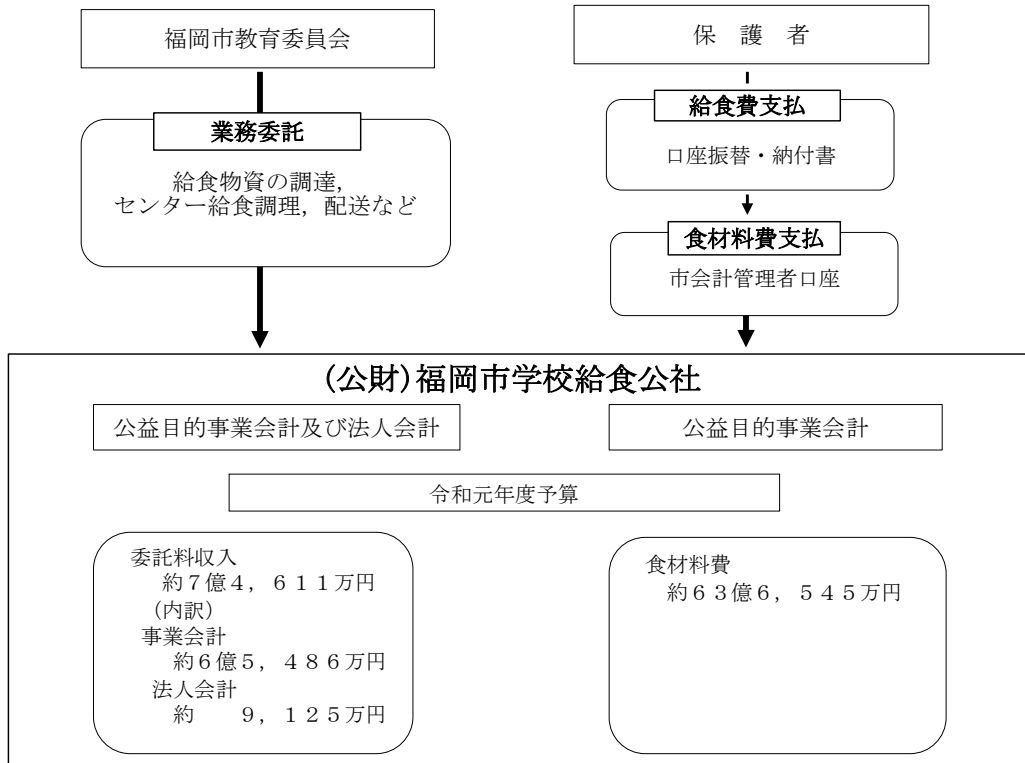
※（ ）は内数で嘱託職員

| | |
|-------|----|
| 一般職員 | 43 |
| うち固有 | 40 |
| うち市派遣 | 3 |
| 嘱託職員 | 23 |
| うち固有 | 23 |
| 計 | 66 |

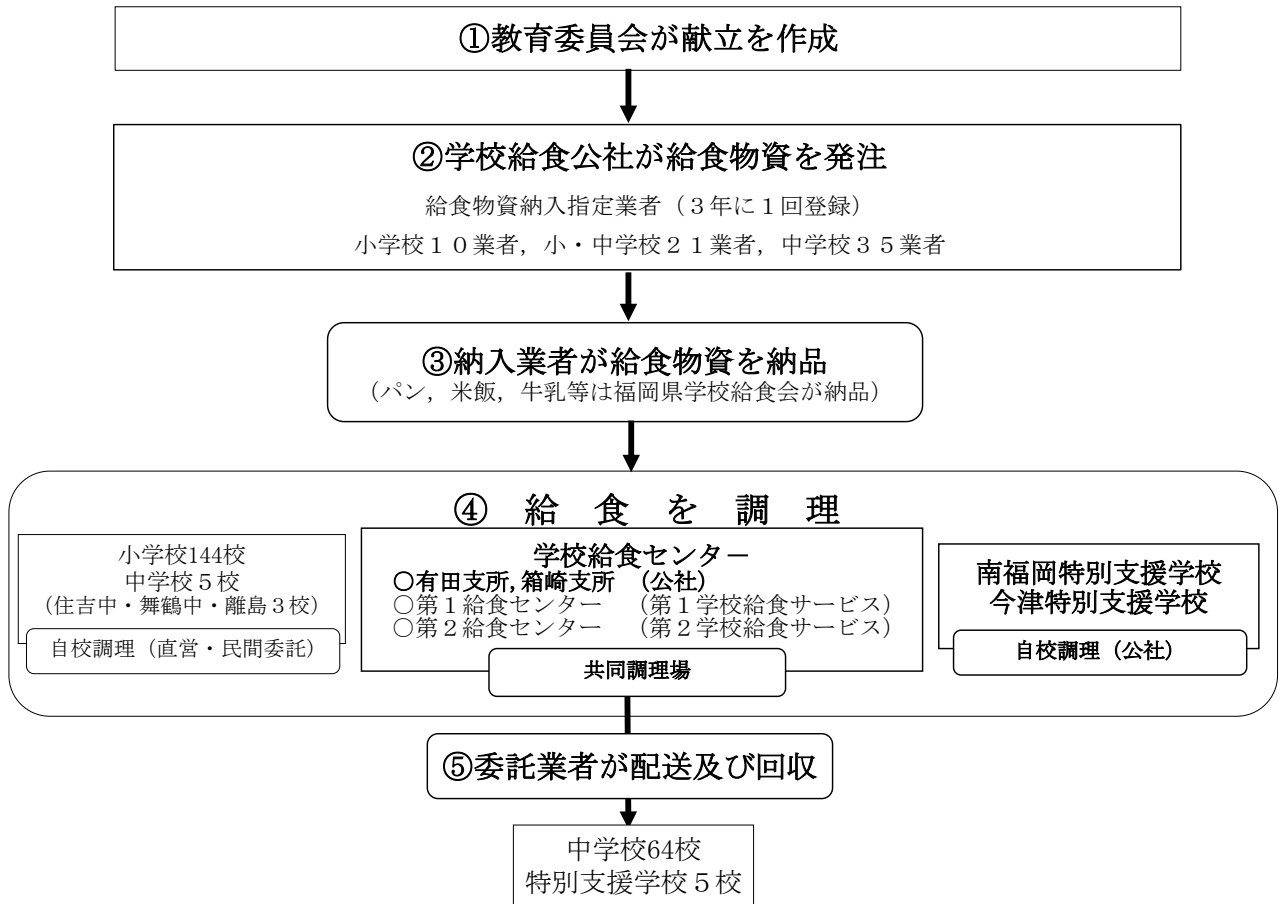
※市派遣職員3名（事務局長，物資課長，経営推進係長）

4 福岡市における学校給食の運営形態

(1) 業務委託及び給食費の流れ



(2) 物資調達、調理及び配送の流れ



※ 自校調理小学校144校のうち、52校は民間委託業者が調理。

5 調理職員の転進支援

学校給食センター再整備が令和2年8月の第3給食センター開業をもって完了することに伴い、有田支所、箱崎支所及び今津・南福岡特別支援学校での調理業務を行っている業務部は廃止となる。

廃止後の調理職員の再就職先の確保などの転進支援を行い、最後まで安心して調理業務に従事できる環境づくりを進める。

(1) 再就職先の確保

① 第3給食センター及び今津・南福岡特別支援学校

第3給食センター運営事業者及び今津・南福岡特別支援学校の調理業務を委託する民間事業者へ、希望する職員全員が円滑に移行できるよう取組みを進める。

② その他の学校給食関連

第1・第2給食センター及び小学校における給食調理の各運営事業者から再就職に関する情報の収集や職の斡旋を行う。

③ 学校給食関連以外

公益財団法人産業雇用安定センターなど再就職支援機関を活用した職の斡旋を行う。

(2) 総務部への配置変更

調理職員から事務職員への配置変更や、事務嘱託員としての採用など公社内での雇用を確保する。

(3) 研修等の実施

① 調理現場研修等

第1・第2給食センターや小学校等における調理現場見学や調理研修等を実施する

② パソコン研修

再就職にあたって、パソコン研修を実施する。